

お客様各位

一般財団法人 大阪建築防災センター

2025年4月1日改正法施行に伴う業務手数料等の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当機構へ格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様、既にご存じの通り、2025年4月1日から原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け、構造規制の合理化などに伴い、建築基準法及び建築物省エネ法の大幅な改正が行われます。

本改正により建築確認申請や建築物省エネ適合性判定の手続き等が変更され、業務量の大幅な増加が見込まれていること及び昨今の物価上昇により多くの経費が上昇している状況から2025年4月1日の本受付分より業務手数料等の改定を実施することになりました。

つきましては、改正法の施行後におきましても引き続き業務品質の確保と安定した品質サービスの提供に努めるとともに、今後もより一層の安全・安心をご提供できるよう努力を重ねてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、お知らせの改定内容は、後日案内予定の業務手数料規程において一部変更となる可能性もございますのでご承知おきください。

2025年4月1日からの業務別手数料等

1 確認検査業務手数料	P1
2 省エネ適合性判定業務料金	P7
3 性能評価業務料金（設計・建設評価）	P10
4 性能評価業務料金（長期優良住宅）	P14
5 適合証明業務料金（フラット35）	P15
6 B E L S 評価業務料金	P19
7 低炭素建築物技術的審査業務料金	P22
8 住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金	P23
9 住宅性能証明業務料金	P24
<参考例>	P25



1 確認検査業務手数料

【建築物】

(非課税、単位：円)

申請床面積の合計	確認申請・計画変更				加算		中間検査		完了検査			
	2・3号の特定木造建築物	2・3号の構造計算書等有	3号又は型式認定(構造計算等無)	防災評定付	ルート2基準等審査手数料	構造適判調整手数料	右記以外	3号・型式認定(構造計算等無)	中間検査対象		中間検査対象外	
									右記以外	3号・型式認定(構造計算等無)	右記以外	3号・型式認定(構造計算等無)
30㎡以内	42,000 (32,000)	46,000 (36,000)	32,000 (22,000)	42,000	70,000	20,000			38,000	28,000	46,000	34,000
30㎡超 100㎡以内	42,000	46,000	32,000									
100㎡超 200㎡以内	52,000	57,000	40,000	52,000	41,000		30,000	42,000	32,000	51,000	39,000	
200㎡超 300㎡以内	61,000	73,000	46,000	66,000	80,000	30,000	57,000	36,000	59,000	40,000	69,000	48,000
300㎡超 500㎡以内	別途見積	88,000	52,000	80,000			63,000	42,000	65,000	48,000	78,000	58,000
500㎡超 1,000㎡以内		113,000	80,000	102,000	100,000		94,000	66,000	94,000	66,000	113,000	80,000
1,000㎡超 2,000㎡以内		188,000	132,000	170,000	120,000	125,000	88,000	125,000	88,000	150,000	106,000	
2,000㎡超 3,000㎡以内		250,000	175,000	225,000	150,000	150,000	105,000	150,000	105,000	180,000	126,000	
3,000㎡超 4,000㎡以内		300,000	210,000	270,000		168,000	118,000	168,000	118,000	202,000	142,000	
4,000㎡超 5,000㎡以内		350,000	250,000	315,000	180,000	188,000	132,000	188,000	132,000	226,000	159,000	
5,000㎡超 6,000㎡以内		400,000	別途見積	360,000		213,000	213,000	256,000				
6,000㎡超 8,000㎡以内		460,000		414,000	238,000	238,000	286,000					
8,000㎡超 10,000㎡以内		500,000		450,000	288,000	288,000	346,000					
10,000㎡超 20,000㎡以内		550,000		495,000	330,000	330,000	396,000					
20,000㎡超 30,000㎡以内	670,000	603,000		450,000	450,000	540,000						
30,000㎡超 40,000㎡以内	760,000	684,000		530,000	530,000	636,000						
40,000㎡超 50,000㎡以内	850,000	765,000		670,000	670,000	720,000						
50,000㎡超	別途見積	別途見積		別途見積	別途見積	別途見積	別途見積					

※ 計画変更は、変更にかかる部分の床面積の1/2を対象面積とします。30㎡以内の()内は計画変更の料金です。

【建築設備】

(非課税、単位：円)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
エレベーター、エスカレーター	30,000	15,000	27,000 (35,000)
型式部材等製造認証取得昇降機 (ホームエレベーター等) 小荷物専用昇降機 段差解消機、いす式階段昇降機	20,000	10,000	17,000 (25,000)
浄化槽			5,000 (13,000)

※ 完了検査を同時に行わない場合又は上記建築設備のみの再検査の場合は、カッコ書きによります。

【工作物】

(非課税、単位：円)

区分 (高さ)		確認申請	計画変更	完了検査
	5m以内	32,000	15,000	25,000
5m超	10m以内	38,000	19,000	
10m超	20m以内	63,000	32,000	38,000
20m超		130,000	63,000	

【仮使用認定】

(非課税、単位：円)

区分	手数料	
	500 m ² 以内	40,000
500 m ² 超	2,000 m ² 以内	50,000
2,000 m ² 超	5,000 m ² 以内	60,000
5,000 m ² 超	10,000 m ² 以内	80,000
10,000 m ² 超		別途見積

【省エネ関連の加算手数料】

○仕様基準による省エネ基準審査の加算手数料（審査時）

区分	加算手数料（非課税、単位：円）	
一戸建ての住宅	22,000	
共同住宅・長屋	基本手数料	戸当たり（M）
	60,000	2,500

※ 基本手数料は、構造上の棟ごとに加算します。

※ 共同住宅・長屋は、60,000円×棟+2500円×Mにて算出します。

※ 寄宿舍、寮は、別途見積とします。

○省エネ適合性判定等に係る建築物の加算手数料（完了検査時）

加算手数料（非課税、単位：円）※1,000円未満は、切り上げとします。
（直前の省エネ適合性判定等を財団から受けている完了検査） 省エネ適合性判定等の対象となる床面積の合計に対する完了検査の申請手数料×30%
（直前の省エネ適合性判定等を財団から受けていない完了検査） 省エネ適合性判定等の対象となる床面積の合計に対する完了検査の申請手数料×60%

※ 省エネ適合性判定等とは、省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である確認書を利用する場合、及び省エネ基準省令に基づく基準（仕様基準）による審査をいいます。

※ 以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみの場合。
- ・モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合。
- ・計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合。

○省エネ基準等に係る軽微な変更届の審査の加算手数料（完了検査時）

加算手数料（非課税、単位：円）※1,000円未満は、切り上げとします。		
省エネ適判に係る軽微な変更内容の確認		
ルートA	一戸建ての住宅・ 非住宅	5,000 ※3
	上記以外	財団の建築物エネルギー消費性能適合判定料金（税抜）※1×10%
ルートB	財団の建築物エネルギー消費性能適合判定料金（税抜）※1×30%	
設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更内容の確認（コース1のみ）		
ルートA	一戸建ての住宅・ 非住宅	5,000 ※3
	上記以外	財団の住宅性能評価料金（税抜）※2×10%
ルートB	財団の住宅性能評価料金（税抜）※2×30%	
仕様規定		
一戸建ての住宅	5,000 ※3	
上記以外	仕様基準による省エネ基準審査の加算手数料×10%	

※1 一般財団法人大阪建築防災センター建築物省エネルギー消費性能適合性判定業務規程を適用し、算定した当該判定料金より算出された判定料金

※2 一般財団法人大阪建築防災センター性能評価業務規程を適用し、算定した当該判定料金より算出された判定料金

※3 完了検査時の軽微な変更届の審査の加算手数料が加算されている場合は除きます。

【その他の加算手数料】

○軽微な変更届の審査の加算手数料

加算手数料（非課税、単位：円）	
検査の申請又は検査による軽微な変更届	5,000

※ 直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書の交付を受けた日以降、完了検査の申請前までに提出された軽微な変更届ごとに手数料を加算します。

○構造計算等を行った棟数が2以上の構造審査の加算手数料

加算手数料（非課税、単位：円）	
構造計算等を行っている棟数から1を減じた数に乗じる額	36,000

○天空率審査の加算手数料

申請床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
200㎡以内	5,000
200㎡を超え、500㎡以内 ※1	10,000
500㎡を超える ※1	20,000

※ 道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合は、道路、隣地及び北側毎に適用します。

※1 それぞれの制限で領域が3領域を超える場合は、超えた領域の数ごとに10,000円を加算します。

○大阪府福祉のまちづくり条例対象建築物審査の加算手数料

申請床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）
200㎡以内	5,000
200㎡を超える	10,000

○特定天井等の審査の加算手数料

対象床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）	
	特定天井	落下防止措置
200㎡を超え、500㎡以内	48,000	96,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	84,000	168,000
1,000㎡を超える	120,000	240,000

○避難安全検証法審査の加算手数料

対象床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）	
	区画避難安全検証法 階避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000㎡以内	48,000	57,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	84,000	100,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000	115,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	180,000	220,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	270,000	320,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	360,000	430,000
200,000㎡を超える	別途見積	別途見積

○その他の検証法等の審査の加算手数料

床面積の合計	加算手数料（非課税、単位：円）	
	耐火性能検証法・防火区画検証法 限界耐力計算法等	
2,000㎡以内	48,000	
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	84,000	
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	180,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	270,000	
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	360,000	
200,000㎡を超える	別途見積	

○特殊な構造計画の審査の加算手数料

区分	加算手数料（非課税、単位：円）
併用構造 木造ラーメン構造 建築基準法施行令第46条第2項による構造（集成材等建築物） 任意フレーム解析ソフトによる構造計算 H13国交告第383号に規定する構造方法 その他財団が特殊な構造計画と判断したもの	36,000

○消防長等の同意を要する申請に係る加算手数料

手数料（非課税、単位：円）	
再度、消防長等の同意を要する再送付の場合	2,000
財団職員が運搬する場合、消防署等に同行する場合	15,000

○消防長等の同意を要する場合の図書作成に係る加算手数料

電子申請による確認の申請において、消防長等の同意を求める場合に財団が電磁的記録を図書作成（紙又は電子データ共）する場合の別途追加する手数料は、次のとおりとします。ただし、申請者が事前の申し出により消防長等の同意に必要な確認申請図書を準備する場合は除きます。

ページ数の合計 (1部のページ数)	手数料（非課税、単位：円）		
	1部	2部	3部
50以内	1,000	2,000	3,000
50を超え、100以内	2,000	4,000	6,000
100を超え、200以内	4,000	8,000	12,000
200を超え、500以内	8,000	16,000	24,000
500を超え、1,000以内	14,000	28,000	42,000
1,000を超える	別途見積		

○中間及び完了検査日の変更における加算手数料

- 1 検査予定日の3営業日前の16時以降の検査予約、又は検査予約の変更は、10,000円を加算します。
- 2 検査当日（検査当日の1営業日前の14時以降を含む）の検査日変更は、検査の手数料の50%又は30,000円のどちらか金額の低い方を加算します。

【その他の手数料】

（非課税、単位：円）

確認済証等の送付手数料	1,000
遠隔地の中間及び完了検査手数料の加算 (豊能郡豊能町、能勢町)	10,000
申請システムから提出された確認申請	▲1,000
同一開発区域等（昇降機含む）で3件以上の同時検査	▲1,000
確認済証等の再交付手数料	5,000
電子交付された確認済証等の紙面交付手数料	5,000
確認済証等の証明書の発行手数料	5,000
確認済証等の閲覧等に係る手数料	5,000

【経過措置】

- 令和7年3月31日以前に着工した旧法第6条第1項第4号の特例建築物の計画変更確認申請、中間検査又は完了検査の手数料は、3号・型式認定（構造計算等無）の手数料を適用します。
- 令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、追加審査が必要な場合に限り、以下の手数料を検査申請時に加算します。
- ・特定木造建築物に係る構造仕様規定の審査が必要な場合、16,000円
 - ・構造計算の審査が必要な場合、20,000円
 - ・仕様基準による省エネ基準の審査が必要な場合、22,000円
- 令和7年3月31日以前に確認を受付し令和7年4月1日以降に確認済証を交付する建築物は、令和7年4月1日施行する手数料規程を適用します。

2 省エネ適合性判定業務料金

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

判定対象床面積の合計	建築物の用途区分・評価方法			
	区分A		区分B	
	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
～300 m ² 未満	198,000	88,000	110,000	44,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	242,000	121,000	143,000	66,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	302,500	159,500	187,000	82,500
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	363,000	198,000	231,000	99,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	495,000	242,000	308,000	132,000
10,000 m ² 以上～25,000 m ² 未満	605,000	374,000	407,000	176,000
25,000 m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(1) 建築物の用途区分欄における区分A及び区分Bは建築物の用途区分表によります。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、以下のとおりとします。

(a) 一つでも区分Aの用途を含む場合は区分Aを適用

(b) 区分Bの用途のみの場合は区分Bを適用

(2) 増改築の場合は、当該増築又は改築する建築物の部分の床面積と区分を採用します。

(3) 変更申請等については、以下とします。

(a) 初回の申請が次のいずれかに該当する場合の判定料金は44,000円(税込)とします。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合

ロ モデル建物法で計算を行うもので対象となる室が無い場合

ハ 計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合

(b) 判定通知書(軽微変更該当証明書を含む。)の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合の料金は、上記表の判定料金に0.6を乗じた額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いします。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ハ 区分Bの用途のみから区分Aの用途を含む用途に変更する場合

ニ 当初(a)を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(c) 判定通知書(軽微変更該当証明書を含む。)の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、上記表の判定料金に0.5を乗じた額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いします。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初(a)を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(4) 建築確認申請が他機関の場合は、上記表に定める判定料金に1.5を乗じた額とします。

【建築物の用途区分】

区分	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
区分A	区分B以外の用途及びこれらを含む複数用途	
区分B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

(1) 上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれます。

(2) 確認申請書第四面に記載される用途が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用します。

区分	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
区分A	工場モデル以外
区分B	工場モデル

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類	単独申請	併願申請（コース2）
一戸建ての住宅又は併用住宅の住宅部分	36,300	11,000
共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数＋共用部料金 基本料金：132,000 戸あたり料金：3,300 共用部料金：132,000	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数＋共用部料金 基本料金：11,000 戸あたり料金：1,100 共用部料金：132,000

- (1) 一戸建ての住宅又は併用住宅の住宅部分の構造が木造以外の場合は、22,000円を加算します。
- (2) 併願申請（コース2）とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合をいいます。
- (a) 設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているもの）
 - (b) 長期使用構造等である旨の確認書
- (3) 変更申請等については、以下とします。
- (a) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合に必要な場合の料金は、上記表の判定料金の単独申請に0.6を乗じた額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱います。
 - イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合
 - ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合
 - ハ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
 - ニ 当初（4）が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
 - (b) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、上記表の判定料金の単独申請に0.5を乗じた額とします。ただし、直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合は、新規に提出があったものとして取り扱います。
- (4) 建築確認申請が他機関の場合は、上記表に定める判定料金の1.5を乗じた額とします。
- (5) 共同住宅等の共用部の増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、44,000円（税込）とします。
- (6) 複合建築物に係る判定料金については以下のとおりとします。
- (a) 複合建築物に係る料金は、非住宅部分に係る料金表、住宅部分については上記表より算定された料金の合計とします。
 - (b) 計画変更及び軽微変更該当証明申請において非住宅と住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る変更料金を適用します。
 - (c) 非住宅部分の計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合に該当する場合は、料金を加算しません。

3 性能評価業務料金（設計・建設評価）

共通事項

1. 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの分野をいいます。
2. 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます
3. 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。

【設計住宅性能評価（一戸建ての住宅）】

（税込、単位：円）

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	57,200	63,800
200 m ² を超え 500 m ² 以下	64,900	71,500
500 m ² 超え	別途見積り	

（1）構造が木造以外の場合は、22,000円を加算します。

（2）長期使用構造等確認を併願する場合は、11,000円を加算します。

【建設住宅性能評価（一戸建ての住宅）】

（税込、単位：円）

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	105,600	116,600
200 m ² を超え 500 m ² 以下	125,400	136,400
500 m ² 超え	別途見積り	

（1）紛争処理負担金は、上表の金額に含まれます。

（2）財団以外の機関にて交付された設計住宅性能評価の建設住宅性能評価申請は、申請料金の1.5倍とします。

【変更等（一戸建ての住宅）】

（税込、単位：円）

申請区分	料金	
届出等	誤記補正等	申請ごとに5,500
変更設計住宅性能評価	上記以外	設計住宅性能評価（一戸建ての住宅）料金表で定められた評価料金の2分の1
変更申告書		変更内容により別途見積（設計住宅性能評価（一戸建ての住宅）料金表で定められた評価料金の2分の1を上限とする）
変更建設住宅性能評価	—	建設住宅性能評価（一戸建ての住宅）料金表で定められた評価料金の2分の1

【設計住宅性能評価（共同住宅等）】

(税込、単位：円)

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	52,800+M×6,600	52,800+M×11,000
200 m ² を超え 500 m ² 以下	63,800+M×6,600	63,800+M×11,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	80,300+M×6,600	80,300+M×11,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	112,200+M×6,600	112,200+M×11,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	154,000+M×6,600	154,000+M×11,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	196,900+M×6,600	196,900+M×11,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	238,700+M×6,600	238,700+M×11,000
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	291,500+M×6,600	291,500+M×11,000
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	376,200+M×6,600	376,200+M×11,000
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	481,800+M×6,600	481,800+M×11,000
10,000 m ² 超え	587,400+M×6,600	587,400+M×11,000

(1) Mは評価戸数とします。

(2) 音環境を選択する場合は、上記で定められた料金にM×2,200円(税込)を加算します。

(3) 長期使用構造等確認を併願する場合は、11,000+M×1,100円を加算します。

(4) 寄宿舍、寮は、別途見積とします。

【建設住宅性能評価（共同住宅等）】

(税込、単位：円)

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	$N \times 52,800 + M \times 12,100$	$N \times 52,800 + M \times 16,500$
200 m ² を超え 500 m ² 以下	$N \times 59,400 + M \times 12,100$	$N \times 59,400 + M \times 16,500$
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	$N \times 66,000 + M \times 12,100$	$N \times 66,000 + M \times 16,500$
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	$N \times 72,600 + M \times 12,100$	$N \times 72,600 + M \times 16,500$
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	$N \times 79,800 + M \times 12,100$	$N \times 79,800 + M \times 16,500$
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	$N \times 85,800 + M \times 12,100$	$N \times 85,800 + M \times 16,500$
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	$N \times 92,400 + M \times 12,100$	$N \times 92,400 + M \times 16,500$
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	$N \times 105,600 + M \times 12,100$	$N \times 105,600 + M \times 16,500$
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	$N \times 118,800 + M \times 12,100$	$N \times 118,800 + M \times 16,500$
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	$N \times 145,200 + M \times 12,100$	$N \times 145,200 + M \times 16,500$
10,000 m ² 超え	$N \times 171,600 + M \times 12,100$	$N \times 171,600 + M \times 16,500$

(1) Mは評価戸数、Nは検査を行う回数とします。

(2) 紛争処理負担金は、上表の金額に含まれます。

(3) 寄宿舍、寮は、別途見積とします。

(4) 財団以外の機関にて交付された設計住宅性能評価の建設住宅性能評価申請は、申請料金の1.5倍とします。

【変更等（共同住宅等）】

(税込、単位：円)

申請区分	料金	
届出等	誤記補正等	申請ごとに 5,500
変更設計住宅性能評価	上記以外	設計住宅性能評価（共同住宅等）料金表で定められた評価料金の 2 分の 1
変更申告書		変更内容により別途見積（最大設計住宅性能評価（共同住宅等）料金表で定められた評価料金の 2 分の 1 を上限とする）
変更建設住宅性能評価	—	建設住宅性能評価（共同住宅等）料金表で定められた評価料金の 2 分の 1

【その他】

(税込、単位：円)

区分	料金
液状化に関する情報提供	2,200
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り
再検査に係る追加料金	1 回につき 33,000
評価書又は確認書の再発行	1 通につき 5,500

4 性能評価業務料金（長期優良住宅）

【長期使用構造等確認（一戸建ての住宅）】

（税込、単位：円）

床面積の合計	料金
200 m ² 以下	66,000
200 m ² を超え 500 m ² 以下	72,800
500 m ² を超え	別途見積り

- (1) 構造が木造以外の場合は、22,000円を加算します。
- (2) 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- (3) 長期使用構造等確認の変更申請の料金は、上記で定められた料金の2分の1の額とします。
- (4) 長期使用構造等確認の軽微な変更の料金は、5,500円/件とします。

【長期使用構造等確認（共同住宅等）】

（税込、単位：円）

床面積の合計	料金
200 m ² 以下	68,200 + M × 6,600
200 m ² を超え 500 m ² 以下	81,400 + M × 6,600
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	94,600 + M × 6,600
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	121,000 + M × 6,600
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	173,800 + M × 6,600
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	226,800 + M × 6,600
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	279,400 + M × 6,600
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	332,200 + M × 6,600
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	385,000 + M × 6,600
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	490,600 + M × 6,600
10,000 m ² を超え	596,200 + M × 6,600

- (1) Mは評価戸数とします。
- (2) 長期使用構造等確認の変更申請の料金は、上記で定められた料金の2分の1の額とします。
- (3) 長期使用構造等確認の軽微な変更の料金は5,500円/戸とします。

5 適合証明業務料金（フラット35）

【新築住宅の一戸建て住宅（フラット35、財形住宅融資）に係る料金】

○基本料金

（税込、単位：円）

区分	設計検査	中間検査		竣工検査		竣工現場 検査省略※2
		通常料金	同時検査 ※1	通常料金	同時検査 ※1	
財団に建築確認を 申請した場合	11,000	17,600	8,800	18,700	9,900	6,600
財団以外の場合	16,500	17,600	17,600	18,700	18,700	6,600

※1 同時検査とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく中間検査及び完了検査と同時のことをいいます。

※2 竣工現場検査省略とは、建設住宅性能評価の活用により、竣工現場検査を省略する場合があります。

○優良住宅取得支援制度（フラット35S）利用の加算料金

（税込、単位：円）

	設計検査	中間検査	竣工検査
耐震性に関する基準 ※2 （免震は別途見積）	5,500	3,300	3,300
バリアフリー性に関する基準	7,700	3,300	3,300
省エネルギー性に関する基準 ※1※2	5,500	3,300	3,300
耐久性・可変性に関する基準 ※2	7,700	3,300	3,300

※1 基準適合住宅、住宅事業建築主基準に係る適合証、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、設計住宅性能評価書及びBELS評価書を取得したことを証する書類の写しを提出する場合は除きます。

※2 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合は除きます。

【新築住宅の一戸建て住宅の軽微な変更に係る料金】

（税込、単位：円）

変更内容	料金
変更内容が耐震性に関する基準で再度 審査が必要なもの※1	許容応力度計算 壁量計算 6,600
変更内容が省エネルギー性に関する基 準で再度審査が必要なもの	外皮計算＋一次エネルギー消費量計算 一次エネルギー消費量計算 6,600

※1 財団の他の申請において審査を行う場合を除きます。

【新築住宅の共同住宅（フラット 35、財形住宅融資、賃貸住宅）に係る料金】

①フラット 35 登録マンションの場合

○基本料金

(税込、単位：円)

住戸数	設計検査	竣工検査	竣工現場検査省略 ※1
1～10 戸	23,100	55,000	1,100/戸
11～20 戸	26,400	83,500	
21～30 戸	29,700	110,000	
31～40 戸	33,000	137,500	
41～50 戸	36,300	165,000	
51～60 戸	38,500	192,500	
61～70 戸	40,700	220,000	
71～80 戸	42,900	247,500	
81～90 戸	46,200	275,000	
91～100 戸	49,500	302,500	
101 戸～	52,800	330,000	

※1 竣工現場検査省略とは、建設住宅性能評価の活用により、竣工現場検査を省略する場合があります。

○優良住宅取得支援制度（フラット 35 S）利用の加算料金 （一戸あたり） （税込、単位：円）

	設計検査	竣工検査
耐震性に関する基準 ※2 (免震は別途見積) 含)	1,100	1,100
バリアフリー性に関する基準	1,100	1,100
省エネルギー性に関する基準 ※1 ※2	1,100	1,100
耐久性・可変性に関する基準 ※2	1,100	1,100

※1 基準適合住宅、住宅事業建築主基準に係る適合証、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、設計住宅性能評価書及びBELS評価書を取得したことを証する書類の写しを提出する場合を除きます。

※2 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合を除きます。

②フラット 35 登録マンション以外の場合（一戸あたり）

○基本料金

（税込、単位：円）

設計検査	竣工検査	竣工現場検査省略 ※1
23,100+2,200/戸	46,000+5,500/戸	2,200/戸

※1 竣工現場検査省略とは、建設住宅性能評価の活用により、竣工現場検査を省略する場合があります。

○優良住宅取得支援制度（フラット 35S）利用の加算料金（一戸あたり）（税込、単位：円）

	設計検査	竣工検査
耐震性に関する基準 ※2 （免震は別途見積）	1,100	1,100
バリアフリー性に関する基準	1,100	1,100
省エネルギー性に関する基準 ※1※2	1,100	1,100
耐久性・可変性に関する基準 ※2	1,100	1,100

※1 基準適合住宅、住宅事業建築主基準に係る適合証、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、設計住宅性能評価書及びBELS評価書を取得したことを証する書類の写しを提出する場合を除きます。

※2 長期優良住宅であることを証する書類の写しを提出する場合を除きます。

【新築住宅の共同住宅の軽微な変更に係る料金】

（税込、単位：円）

変更内容	料金
変更内容が耐震性に関する基準で再度審査が必要なもの ※1	許容応力度計算 壁量計算 初回設計検査時の 1/2 の料金
変更内容が省エネルギー性に関する基準で再度審査が必要なもの	外皮計算＋一次エネルギー消費量計算 一次エネルギー消費量計算 初回設計検査時の 1/2 の料金

※1 財団の他の申請において審査を行う場合を除きます。

【中古住宅に係る料金】

①一戸建て住宅

（税込、単位：円）

種別	料金
フラット 35	66,000
財形住宅融資 （リ・ユース） （リ・ユースプラス）	66,000
優良住宅取得支援制度（フラット 35S）の利用 中古タイプ含む	66,000

②マンション

(税込、単位：円)

種別	登録なし	登録あり
フラット 35	66,000	55,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	66,000	55,000
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用 中古タイプ含む	66,000	55,000

【中古住宅特例融資：リフォーム工事実施に係る料金】

①一戸建て住宅

(税込、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	77,000
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用	77,000

②共同住宅

(税込、単位：円)

種別	料金
フラット 35 財形住宅融資	82,500
優良住宅取得支援制度(フラット 35 S)の利用	82,500

【住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット 35 登録用)に係る料金】(税込、単位：円)

種別	料金
個別登録コース 長期登録コース	66,000 円 + 2,200 円/戸

中古住宅で耐震評価が必要な建築物に係る料金は、一戸建ての住宅、マンション共に上記の料金に 27,500 円(税込)を加算します。

【リフォーム融資に係る料金】

(税込、単位：円)

種別	料金
財形住宅融資	71,500
高齢者居住環境改善工事 (部分的バリアフリー、ヒートショック対策)	71,500
グリーンリフォーム、グリーンリフォーム S	71,500
耐震改修	別途見積

6 BELS評価業務料金

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

評価対象床面積 の合計	建築物の用途区分			
	区分A		区分B	
	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
～300 m ² 未満	198,000	88,000	110,000	44,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	242,000	121,000	143,000	66,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	302,500	159,500	187,000	82,500
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	363,000	198,000	231,000	99,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	495,000	242,000	308,000	132,000
10,000 m ² 以上～25,000 m ² 未満	605,000	374,000	407,000	176,000
25,000 m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(1) 建築物の用途区分欄における区分A及び区分Bは建築物の用途区分表によります。ただし、一つの申請範囲に複数の用途がある場合は、以下のとおりとします。

- ① 一つでも区分Aの用途を含む場合は区分Aを適用
- ② 区分Bの用途のみの場合は区分Bを適用

(2) 変更申請等については、以下とします。

- ① 計画変更申請料金は、非住宅に係る料金表の評価料金に0.5を乗じた額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は非住宅に係る料金表の評価料金とします。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、新規に提出があったものとして取り扱いません。

イ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ロ 区分Bの用途のみから区分Aの用途を含む用途に変更する場合

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、5,500円(税込)とします。

(3) 財団における適合性判定と同時に申請する場合、財団が交付した適合判定通知書の写し又は軽微変更該当証明書の写しを活用する場合の評価料金は、44,000円(税込)とします。

【建築物の用途区分】

区分	B E L S 評価の対象となる建築物の建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分	用途区分コード
区分 A	区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途	
区分 B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	

(1) 上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれます。

(2) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用します。

区分	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
区分 A	工場モデル以外
区分 B	工場モデル

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類		単独申請	併願申請
一戸建ての住宅		36,300	左記料金の2分の1
共同住宅等	住戸評価	基本料金+戸あたり料金 ×対象住戸数 基本料金：132,000 戸あたり料金：3,300	左記料金の2分の1
	住棟評価	基本料金+戸あたり料金 ×対象住戸数+共用部料金 基本料金：132,000 戸あたり料金：3,300 共用部料金：132,000	左記料金の2分の1

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000円を加算します。
- (2) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該評価基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいいます。
 - ① 設計住宅性能評価書
 - ② 長期使用構造等である旨の確認書
 - ③ 低炭素建築物認定技術審査適合証
 - ④ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- (3) 共同住宅等において、2住戸以下の評価を行う場合は、一戸建ての住宅の単独申請料金額に戸数を乗じた額とします。計画変更申請については、前述の0.5を乗じた額とします。
- (4) 共同住宅等の住棟評価において、共用部の評価を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金を加算しません。
- (5) 共同住宅等は、住戸評価書発行事務料金として、戸あたり1,100円(税込)を加算します。なお、計画変更申請も同様とします。
- (6) 変更申請等については、以下とします。
 - ① 計画変更申請料金は、住宅に係る料金表の単独申請の料金額に0.5を乗じた額とします。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、新規に提出があったとして取り扱います。
 - ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、評価書一通につき5,500円(税込)とします。
 - ③ 共同住宅等の住戸評価において、一部の住戸のみ計画変更申請する場合は、基本料金の2分の1+戸あたり×3,300円(税込)とします。ただし、料金は単独申請の2分の1を上限とします。
 - ④ 共同住宅等において、共用部のみ計画変更申請する場合は、基本料金の2分の1とします。

【その他の料金】

(税込、単位：円)

評価書の再交付	5,500
プレート等の発注に係る事務費用	3,300

7 低炭素建築物技術的審査業務料金

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類	料金	
	単独申請	併願申請
一戸建ての住宅	36,300	左記料金の2分の1
共同住宅等、 複合建築物の住宅部分	基本料金+戸あたり料金 ×対象住戸数 基本料金：264,000 戸あたり料金： 3,300	左記料金の2分の1

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000円を加算します。
- (2) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該認定基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいいます。
- イ 設計住宅性能評価書
 - ロ 長期使用構造等である旨の確認書
 - ハ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- (3) 計画の変更に係る審査料金は、以下とします。
- ① 上記表の単独申請の料金の2分の1とします。なお、直前の適合証（適合証（変更）を含む。）を他の評価機関で交付している場合は、新規として取り扱います。
 - ② 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合は、新規として取り扱います。
 - ③ 申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画の変更申請料金は、5,500円（税込）とします。
 - ④ 共同住宅等において、一部の住戸のみ計画の変更申請をする場合は、単独申請の基本料金の4分の1+戸あたり×3,300円（税込）とします。ただし、料金は単独申請の2分の1を上限とします。
 - ⑤ 共同住宅等において、共用部のみ計画の変更申請をする場合は、基本料金の4分の1とします。

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類	料金	
	単独申請	併願申請
非住宅建築物、 複合建築物の非住宅部分	別途見積	別途見積

- (1) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該認定基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいいます。
- イ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
 - ロ B E L S評価書（非住宅であるものに限りです。）
- (2) 計画の変更に係る審査料金は、以下とします。
- ① 上記表の単独申請の料金の2分の1とします。なお、直前の適合証（適合証（変更）を含む。）を他の評価機関で交付している場合は、新規として取り扱います。
 - ② 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合は、新規として取り扱います。
 - ③ 申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画の変更申請料金は、5,500円（税込）とします。

8 住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金

【一戸建ての住宅】

(税込、単位：円)

適合審査方法	財団で確認済証が交付されたもの	左記以外
通常審査の場合	55,000	82,500
評価書等があり審査省略ができる場合	27,500	66,000

(1) 評価書等とは、財団で審査した設計住宅性能評価書、フラット 35 S 適合証明書、BELS 評価書等で該当する基準への適合が確認できるものをいいます。

【共同住宅等】

・別途、見積もりとします。

○その他料金

- 1) 事前相談、変更計画に係る審査等の費用を別途請求できるものとします。
- 2) 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建て住宅の料金を適用します。

9 住宅性能証明業務料金

【一戸建ての住宅】

(税込、単位：円)

証明基準		業務料金		◆現場審査の時期
省エネルギー性	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上	標準料金	59,400	①断熱 ②竣工
		設計住宅性能評価書等を取得している場合	46,200	①断熱 ②竣工
		型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	26,400	①竣工
耐震性	耐震等級2以上	標準料金	79,200	①基礎 ②躯体 ③竣工
		設計住宅性能評価書等を取得している場合	52,800	①基礎 ②躯体 ③竣工
		型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	33,000	①基礎 ②竣工
	免震建築物	標準料金	見積り	①基礎 ②躯体 ③竣工
設計住宅性能評価書等を取得している場合		見積り	①基礎 ②躯体 ③竣工	
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	標準料金	58,300	①竣工
		設計住宅性能評価書等を取得している場合	39,600	①竣工

(1) 「設計住宅性能評価書等」とは、財団が発行した次のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいいます。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ B E L S 評価書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤ フラット 35 適合証

(2) ◆現場審査の時期（2階建の戸建て住宅の場合）

「基礎」：基礎配筋工事の完了時

「躯体」：躯体工事の完了時

「断熱」：下地張り直前の工事の完了時

「竣工」：竣工時

【共同住宅】

共同住宅については、規模・申請戸数等に応じて別途見積りとします。

<参考例>

◎木造戸建住宅（確認検査等手数料：円）

現行（4号特例）⇒ 改定（新2号） ※省エネ・構造等の審査・検査の追加		
木造2階建て《床面積100㎡以内》		
項目	構造：仕様	構造：仕様
	省エネ：仕様	省エネ：適判
確認	42,000	42,000
確認（省エネ仕様加算）	22,000	
省エネ適判		36,300
中間検査（建方）	36,000	36,000
完了検査	38,000	38,000
完了検査（省エネ加算）	12,000	12,000
手数料合計	150,000	164,300

現行（4号特例）⇒ 改定（新2号） ※省エネ・構造等の審査・検査の追加		
木造2階建て《床面積100㎡超～200㎡》		
項目	構造：仕様	構造：仕様
	省エネ：仕様	省エネ：適判
確認	52,000	52,000
確認（省エネ仕様加算）	22,000	
省エネ適判		36,300
中間検査（建方）	41,000	41,000
完了検査	42,000	42,000
完了検査（省エネ加算）	13,000	13,000
手数料合計	170,000	184,300

現行（2号）⇒ 改定（新2号） ※省エネの審査・検査の追加		
木造3階建て《床面積100㎡超～200㎡》		
項目	構造：計算	構造：計算
	省エネ：仕様	省エネ：適判
確認	57,000	57,000
確認（省エネ仕様加算）	22,000	
省エネ適判		36,300
中間検査（基礎）	36,000	36,000
中間検査（建方）	41,000	41,000
完了検査	42,000	42,000
完了検査（省エネ加算）	13,000	13,000
手数料合計	211,000	225,300

※旧基準で着工し4月以降に計画変更確認申請、中間検査又は完了検査を受ける場合の手数料は、新手数料を適用します。（旧法第6条第1項第4号の特例建築物については、3号・型式認定（構造計算等無）の手数料を適用します。）